

第六十八回 参議院社会労働委員会會議録第四号

(七三)

昭和四十七年三月十六日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

三月十六日

補欠選任

藤原 道子君

矢山 有作君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 英男君

鹿島 俊雄君

高田 浩運君

小平 芳平君

石本 茂君

上田 稔君

上原 正吉君

川野辺 静君

徳永 正利君

橋本 繁蔵君

須原 昭二君

田中寿美子君

矢山 有作君

柏原 ヤス君

高山 恒雄君

渡邊 健二君

委員

政府委員

労働大臣

防衛施設庁労働部長

労働大臣官房長

労働省労働局長

労働省労働基準局長

塚原 俊郎君

安斉 正邦君

藤縄 正勝君

石黒 拓爾君

労働省労働基準局長

事務局側

説明員

常任委員会専門員

沖繩・北方対策庁総務部振興課長

長

亀谷 礼次君

中村 武夫君

高橋 展子君

道正 邦彦君

遠藤 政夫君

事務局長

労働省婦人少年局長

労働省職業安定局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働省職業訓練局長

労働委員会が社会党の同じく後藤議員のほうから質問がなされております件についてさらに伺いたいのでありますが、岡山県の、現在倉敷市ですが、玉島というところに、かつて浦賀重工業の玉島工場というのがあったわけですが、この浦賀重工業が四十四年の六月ごろだったと思いますが、住友機械と合併をいたしました。住友機械工業となつたわけでありまして、それ以後住友資本のあの悪らつた労働管理政策というものが入つてまいりまして、特に四十五年ごろから労働組合に対する支配介入、あるいは労働者に対する不利益な扱い等が非常にふえてまいりました。ところが、昨年の春季闘争のときに、特にこういう傾向が激化をいたしました。直接管理者からあるいはまた管理者の命令を受けた職制が、積極的に不当労働行為に出てまいりました。彼らの発言はもうきわめて露骨になっておりまして、企業防衛のためにはわれわれはこれをやらざるを得ぬのだとか、あるいは組合を分裂させるのがわれわれの仕事であるとか、あるいは不当労働行為だなどというやうなことを氣にしておつたんでは、われわれの仕事はやれぬのだ。こういうやうなことを公然と言いつながら、本格的な不当労働行為をやつてまいつたわけでありまして、そういう状態の中で、実は昨年の八月に社会党といたしましては、実態調査をやる必要があるだろうということで調査団を編成いたしました。衆議院のほうから先ほど話しました小林議員、それから参議院のほうから地元関係がおりますので、私どもはかき所属の県議員団、市会議員団等でも実態調査にまいつたんであります。ところが、実情というのを聞いてみると、まさに国鉄マル生で見られたやうな、それを上回るやうなきびしい不当労働行為が行なわれておる。そういう実態であつた。そこで、昨年の九月の三日、先ほど言いました衆議院社労で小林議員がこの問題を取り上げた。そして、さらにその後昨年の九月の中ごろ過ぎの段階だつたと思いますが、組合が分裂いたしました。第二組合がとうとうできてしまつた。その後、さらに不当労働行為が激化するというやうな状態が続きました。先般再び党といはしましては、これははうっておけないじゃないかというので調査団を出しました。そして、その調査団には衆議院の後藤議員とそれから私と、さらに地元の県議員、市会議員等が参加をしたわけでありまして、そこでまた、いろいろ組合側のほうからも事情聴取をいたしました。そういうことを踏まえて、先般十日に後藤議員の質問がなされたわけでありまして、私どももいたしまして、も、さらにその後の状況について、労働省としてどういうふうに処理をされたかということでお伺いいたしたいと思つたので、三点ばかりにわたつて労働大臣なり、さらに政府委員の方からお答えをいただきたいわけでありまして、まず第一点の問題と言ひますのは、これもすでに触れられた問題であります。三十分賃金カットの問題です。昨年の四月の十三日に七一年春闘の総決起集会が行なわれましたが、そのときに時間内に約六分間食ひ込んだということで三十分の賃金カットを受けました。この問題については、その賃金カットが不当であるということで、昨年の六月三十日付で倉敷労働基準監督署に申告をしてあるはずであります。ところがその後一向問題が解決しておりません。その後労働省としてどういうふうな処理をされておるのか、また現在の状況はどうなのかということをご略御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊健二君) お答え申し上げます。住友重機の賃金カット問題につきましては、そのやうな申告がございましてから、監督署といはしまして事情を調査いたしておりますが、住友重機の賃金規則によりますと、遅刻、早退、その他いろいろな不労の場合につきましては三十分

本日の會議に付した案件

○労働問題に関する調査

(住友重機械工業株式会社玉島製造所における不当労働行為に関する件)

(砒素鉱山における労働者災害補償問題に関する件)

(沖繩における婦人の労働問題に関する件)

〔理事鹿島俊雄君委員長席に着く〕

○理事(鹿島俊雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

藤原道子君が委員を辞任せられ、その補欠として矢山有作君が選任されました。

○理事(鹿島俊雄君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 それでは不当労働行為に関する数点の問題についてお伺いしたいんですが、この件につきましても実は昨年の九月の三日の衆議院の社会労働委員会でも社会党の小林議員のほうから質問がなされ、さらに先般の十日の衆議院社会労働

単位で賃金計算をして処理することに相なっております。一日未満の不労につきましては、三十分及び三十分未満につきましては賃金月額額の三百五十分の一を控除する、こういう規定になっております。そこで、御質問の場合につきましてもその規定によりまして三百五十分の一のカットをした、こういう実情に相なっているわけでございます。したがって、一応その会社のきめております賃金規則どおりの処理をした、こういう経過になっているわけでございます。こういう賃金につきまして不労があつた場合に賃金をどのように処理するかという点につきましては、たくさん従業員の扱いが何分あるいはその端数について正確にするかどうかということになりますと、一人一人によりまして若干の時間の出入りがございまして、またたくさん人の人間につきましてそれを一人一人必ず明確に把握しろといつてもできない場合もございまして、そういう場合につきまして労働協約、就業規則で定めまして著しく不合理でない範囲におきまして一定の計算方法をもって処理するということは、これは考えられることとございまして、その場合にカットをした賃金が不労の時間に厳密に対応していかないからといって直ちにそれが基準法二十四条違反になるとは言えないのではないかと、かように考へておるところでございます。そのような場合に、相手側の組合側からそういう計算方法は自分らとしては納得いかないというところを、おっしゃることもこれは当然のこと、あり得ることとございまして、したがって、そういう場合にその賃金計算方法が著しく不合理でない範囲におきましては、これは賃金の問題でございますので、労使で話し合つて円満に解決していただくのがよいのではないかと、かように存じておるわけでございます。この問題につきましても会社の賃金規則どおりの精算はいたしているわけでございます。組合はその計算方法が納得がいけないということで言つておられますので、それらの点については労使で話し合ひをされまして、そうして、もし行き

過ぎだと思われる点があれば、それを話し合われるなりによりまして円滑に問題を処理されるように監督署としても監督をいたしておる、こういう状況に相なっているわけでございます。

○矢山有作君 いまの御答弁ですが、私はこの事案の場合には四点ばかり問題があると思つてゐるのです。その問題点を申し上げていきます。

一つは、従来玉島工場における慣行では、こうした場合に賃金カットというのは就業規則にはあつても、これは実際やつていない。これが従来集会というものは、住友重機械工業の玉島、浦賀、新居浜、名古屋、本社、それから千葉等の製造所で統一して行なわれておるわけでは、ところが、その統一して行なわれたものに対する賃金カットのやり方というものがそれぞれの作業場、本社で全部まちまちである。

さらに、当日の出勤者について、作業時間に食ひ込まない者も一律カットしておる。こういうやり方というのはそのまま基準法違反でないというふうな指導をやるから、経営者のほうがやりたいたうだいのことをやつていくことになるんじゃないでしょうか。この点の御見解を重ねてお伺いしたい。

それからもう一つは、六分間作業時間に食ひ込んだというところで三十分の賃金カットをやつておるのですが、このとき私は一つ問題だと思つてゐるの、六分間食ひ込んだ時点でそれぞれ職制が作業をやれという命令を出しているわけですね。その命令に従つて作業にかかっているわけですね。したがって、職制のほうで作業をしつて命令を出して作業をしていないのならいざしらず、命令を出して作業をやつた以上は、食ひ込んだ六分間について賃金カットをやられるのはまだしも、命令を出して働かした二十四分を賃金カットされるのは私はこれは不当だと、そこで労働基準法を拡大して賃金カットを三十分認めるといふのは、そういう解釈のしかたは私は間違ひだと思ふ。それが第三点。

○政府委員(渡邊健二君) 従来の慣行、従来の例あるいは他の事業所におきまして取り扱い等については、私はちよつとたゞいま承知いたしておりません。なお、細部につきましては、来週ぐらいになると思ひますが、労働省からも調査団を出す予定にいたしておりますので、御指摘のような従来の例等につきましては、その際にさらによく確かめてくるようにいたしたい、かように思つておるわけでございます。したがって、従来の例との間に均衡を失するものがあるんじゃないかという点は、これは基準法違反かどうかということと別個の問題になるんじゃないかと、かように考へるわけでございます。

○国務大臣(塚原俊郎君) これは言うまでもなく、働く者の立場を擁護し、明るい職場、人間尊重、福祉の増進、これをはかることが労働行政の中心であります。

それからもう一つ、第四点は、その当時、春闘の当時には、先ほども言いましたように、経営者側の組合に対する介入の激しく行なわれておつたときです。したがって、出勤者の中でこの総決起集会に頭から参加しなかつた者、あるいは総決起集会には参加したがちゃんと時間内に帰つてきて仕事にかかつた者、いろいろおるわけですね。それを当日の出勤者全員に対して一律賃金

○政府委員(渡邊健二君) 従来の慣行、従来の例あるいは他の事業所におきまして取り扱い等については、私はちよつとたゞいま承知いたしておりません。なお、細部につきましては、来週ぐらいになると思ひますが、労働省からも調査団を出す予定にいたしておりますので、御指摘のような従来の例等につきましては、その際にさらによく確かめてくるようにいたしたい、かように思つておるわけでございます。したがって、従来の例との間に均衡を失するものがあるんじゃないかという点は、これは基準法違反かどうかということと別個の問題になるんじゃないかと、かように考へるわけでございます。

○国務大臣(塚原俊郎君) これは言うまでもなく、働く者の立場を擁護し、明るい職場、人間尊重、福祉の増進、これをはかることが労働行政の中心であります。

それからもう一つ、第四点は、その当時、春闘の当時には、先ほども言いましたように、経営者側の組合に対する介入の激しく行なわれておつたときです。したがって、出勤者の中でこの総決起集会に頭から参加しなかつた者、あるいは総決起集会には参加したがちゃんと時間内に帰つてきて仕事にかかつた者、いろいろおるわけですね。それを当日の出勤者全員に対して一律賃金

○政府委員(渡邊健二君) 従来の慣行、従来の例あるいは他の事業所におきまして取り扱い等については、私はちよつとたゞいま承知いたしておりません。なお、細部につきましては、来週ぐらいになると思ひますが、労働省からも調査団を出す予定にいたしておりますので、御指摘のような従来の例等につきましては、その際にさらによく確かめてくるようにいたしたい、かように思つておるわけでございます。したがって、従来の例との間に均衡を失するものがあるんじゃないかという点は、これは基準法違反かどうかということと別個の問題になるんじゃないかと、かように考へるわけでございます。

○国務大臣(塚原俊郎君) これは言うまでもなく、働く者の立場を擁護し、明るい職場、人間尊重、福祉の増進、これをはかることが労働行政の中心であります。

それからもう一つ、第四点は、その当時、春闘の当時には、先ほども言いましたように、経営者側の組合に対する介入の激しく行なわれておつたときです。したがって、出勤者の中でこの総決起集会に頭から参加しなかつた者、あるいは総決起集会には参加したがちゃんと時間内に帰つてきて仕事にかかつた者、いろいろおるわけですね。それを当日の出勤者全員に対して一律賃金

○政府委員(渡邊健二君) 従来の慣行、従来の例あるいは他の事業所におきまして取り扱い等については、私はちよつとたゞいま承知いたしておりません。なお、細部につきましては、来週ぐらいになると思ひますが、労働省からも調査団を出す予定にいたしておりますので、御指摘のような従来の例等につきましては、その際にさらによく確かめてくるようにいたしたい、かように思つておるわけでございます。したがって、従来の例との間に均衡を失するものがあるんじゃないかという点は、これは基準法違反かどうかということと別個の問題になるんじゃないかと、かように考へるわけでございます。

○国務大臣(塚原俊郎君) これは言うまでもなく、働く者の立場を擁護し、明るい職場、人間尊重、福祉の増進、これをはかることが労働行政の中心であります。

それからもう一つ、第四点は、その当時、春闘の当時には、先ほども言いましたように、経営者側の組合に対する介入の激しく行なわれておつたときです。したがって、出勤者の中でこの総決起集会に頭から参加しなかつた者、あるいは総決起集会には参加したがちゃんと時間内に帰つてきて仕事にかかつた者、いろいろおるわけですね。それを当日の出勤者全員に対して一律賃金

○政府委員(渡邊健二君) 従来の慣行、従来の例あるいは他の事業所におきまして取り扱い等については、私はちよつとたゞいま承知いたしておりません。なお、細部につきましては、来週ぐらいになると思ひますが、労働省からも調査団を出す予定にいたしておりますので、御指摘のような従来の例等につきましては、その際にさらによく確かめてくるようにいたしたい、かように思つておるわけでございます。したがって、従来の例との間に均衡を失するものがあるんじゃないかという点は、これは基準法違反かどうかということと別個の問題になるんじゃないかと、かように考へるわけでございます。

○国務大臣(塚原俊郎君) これは言うまでもなく、働く者の立場を擁護し、明るい職場、人間尊重、福祉の増進、これをはかることが労働行政の中心であります。

○政府委員（渡邊健二君） 賃金の未払いがあると
いうことでございます。

のは、まさに実情を知らない机の前にだけすわ
てものを考える者の弊害ですよ。現実を見てごら
んなさい、現実を。だれでも、何とも言わなきや、
職制のほりから仕事をしろと言わなきや、労働者
全部就業規則知ってんですよ。カットされるんだ
とわかつておつて、職制のほりがだまつておつて
ばかみたいに仕事する者がありますか。幾ら労働
者がとほけておつても、就業規則くらい知つてお
るんだから。働いても賃金もらえないんだとわ

から人を派遣して——倉敷でございましたね、倉敷、岡山その他で状況というものをしっかり把握してこい。それについて私も情勢を知り、また下すべき判断もあると、このように考えておりますが、現在においては矢山委員のお話、衆議院における野党の方のお話、それからまた事務局の方のお話、それを聞く以外に私としては判断を下す資料はないわけでございます。

○矢山有作君 労働大臣、私はあなたの御熱意に

思います。

○矢山有作君　わかりました。大臣は、きわめて、私はやっぱり常識的なものの考え方をなさる。それでなければ法律の生きた解釈適用できませんよ。労働局長、あなたはいまの大臣の言われたようなことが、ほんとうに行政担当者として生きた法律の解釈適用なんです。わかりましたか。

○政府委員（石黒拓爾君）　よく大臣の御趣旨を体して処置いたします。

○矢山有作君 それでは、次の質疑に入らせていただきますが、実は私はこの間実態調査に行つてみてびっくりしたのですが、いま懲戒処分が第一組合の組合員に対して非常にきびしく行なわれているんです。この実態をまず御参考までに申し上げますと、昨年の十二月二十七日に懲戒解雇一名を出してあります。それから、出勤停止五日の懲戒処分を同じく一名出しております。このときの懲戒処分の出し方は、二十七日の日に組合に文書で通告をしてきて、二十八日の十二時までに組合の意見を聞かしてくれ、回答がないときには処分手続に入る。こういうやり方です。それから明けて一月二十一日には諭旨解雇五名を出しております。これも二十一日の九時までに組合の意見を聞かしてくれ、回答がなければ処分手続に入る。こういう形。それから、引き続き一月二十五日出勤停止三日を出しております。これ五名です。これも二十五日に組合に文書通告して、二十六日の正午までに回答がなければ処分手続に入る、こういう形です。回答があるんですが、その実態をどういう理由でやったのかというのを調べてみますと、就業規則の六十七条の十五号というのがありまして、「出勤常ならぬ」云々という号があるわけですが、それに該当するということではほとんどがやられておる。それから出勤停止五日の一名の分だけ、これは六十七条のいわれる懲戒処分の中の八号の規定で、これは注意しても朝礼や体操に出席しないというのですが、その八号の規定のほうを先に言いますと、「故なく上司の指図に違背し云々」という、この「故なく上司の指図に違背し云々」という号を適用したのが、先ほど言いました注意しても朝礼や体操に出席しないからだ。こういうことで、とにかく言つたような処分を出してある。これも処分の内容につけられた文章を全部取つて見ますと、これは出勤常ならぬというところをやつてあるのですが、たとえばその出勤常ならぬというところで、出勤停止処分にしたが、あるいは解雇をしたりやつておるわけですが、その出勤の状況として出されておる資料を見

ますというところ、これは欠勤日数、出勤停止を受けたよりも処分になった者のほうが出勤状況がいいというふうな人もあります。これは出勤停止より重い処分の解雇を受けておる。こういうふうなことは一体どこに基準が具体的にあって処分をしたのかわからないというふうな状態です。そして、組合のほうとしては、これはもうどういふことで解雇、出勤停止等が行なわれたのかわからぬじゃないかというところで団体交渉をいたしておりますが、その団体交渉の席上で、いろいろ話し合いが進む中で、経営者側も認めているのは、今回の出勤停止処分や、あるいは解雇処分を受けた者以外に出勤状況が常ならぬで非常に悪い者があるというところを経営者自身も認めておるわけですが、そういう経営者が認めるような出勤常ならぬ勤務状態のよくない者がほかにもたくさんおるのに、その者が処分対象にならないで、処分者が出た。しかも、具体的な経営者側の資料を見ると、出勤状態の悪い者が軽い処分を受けるといふような実態になっておるわけですが、しかし、処分者是一名を除いて全部第一組合、第二組合員が一名だけ論旨解雇になつておるといふことがわかった。これに対しては経営者側があつて、第二組合の幹部と職制とが一緒になつて何となくみずから退職をした形をとらそうというのでいま一生懸命説得活動が続けておる、そういう状態です。これを私も見た場合に、これは明らかにいわれる労働組合に対する不当な介入であるし、労働者に対する不利益な取り扱いじゃないのかと、こう言わざるを得ないのです。こういう実態についてです。問題にされておるところですが、労働省としてはこの実態を少しでも——本省から実態調査にはまだ人をやつておられないにしても、現場のほうから何らかの情報を得ておられますかどうか。認識しておられるなら承りたい。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいまの懲戒解雇問題につきましては、岡山県の労政課を通じて、こういう事件があつてそして、いま組合と会社の間で団体交渉が行なわれ、それに伴つてストライキも行なわれたという報告を受けております。

○矢山有作君 それでは、これはひとつ御判断願いたいんですが、この玉島工場におきましては、懲戒処分をやる場合には、労使双方から代表者を出しまして、従来は賞罰委員会というのが構成されておつたんです。で、賞罰委員会の中で協議をして、そしてそれぞれの処分をするものは処分をする、協議がととのつた上で、こういうやり方をやっております。したがって、従来の例を全部調べてみました。が、こういう「出勤常ならぬ」といふような就業規則六十七条の十五号ですか、これによつて解雇処分を受けた者は一人もありません。そういう実態なんですね。ところが、今度の場合にはこの賞罰委員会なんかは全然無視して、これにかけないでストリートに組合に対して一方的に懲戒処分の通告をやつてきているわけです。私は、これはやはり従来積み上げられてきた労使の慣行の中でこういう問題は処理していくべきものかと思つておるんですが、慣行の問題を出しますと、おそろし労働省のほうには、それは慣行のことであるから違法であるとは言えませんが、こうおっしゃるだらうと思つて。また私も違法という問題にはならぬと思う。しかしながら、少なくとも従来の労使の中で確立された慣行というものは、私は尊重して事実を処理していくべきものかと思つて。そういう立場から見れば、今回のような賞罰委員会にもかけないで経営者側が一方的に懲戒処分を出してくるというものは私は不当なやり方じゃないか、こういうふうな判断をしておるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 賞罰委員会にかけるといふことが協約に書いてございますれば、それにかけるべきで、協約がなくて単なる慣行であれば、御指摘のとおり慣行違反でございます。で、労使の慣行というものはこれは尊重されることが望ましい、いい慣行を積み上げていくということが望ましいわけでございます。慣行を変えたいという——まあ慣行でございますから絶対変わらないわけではございませんが、慣行を変えたいと思ふなら合理的な理由がほしいものではないかと、またできるだけ労使が納得の上で、そういうことをやるのが望ましいと考えております。

○矢山有作君 そのとおりですね。それからもう一つこの事業で問題になりますのは、従来のやり方で見ると、出勤状態の悪い者に対しては、まず組合のほうに経営者のほうから本人にひとつ注意をしてくれというふうな形で話がおりてきて、組合のほうで本人に注意するなり何なりして処置していく。それでもなおどうにもならぬというふうな場合に、いま言いました賞罰委員会というものがつくられておつて、そこでその処分について協議をしていくと、こういうふうな形が行なわれておつたわけですね。そして処分をする場合に、こういう出勤が常ならぬというふうな問題については、いわゆる始末書をとる。これは「謹慎」といつておるようですが、始末書をとるとか、あるいは減給処分をやるのか、こういうふうなことはいままで行なわれてきたことであつて、先ほど言いましたように、出勤常ならぬ——早びけや遅刻があるというところだけで、こういうふうな頭から解雇をやつてきたというふうな例はないわけですが、そうすると、局長がおっしゃつたように、これは労使間で長い間積み重ねられてきた慣行というものは大事にして尊重していかぬと労使関係というものを乱すものになるのじゃないか、こういうふうには私は思ふので、こういう点につきまして、私は、労働省としては十分な監督がほしいと思つておる。近々、常態調査のために本省から人を派遣されるということですが、この点等につきまして十分な調査をおやりになつていただきたいと思います。

それで、特に組合側がこうした問題についてこれは明らかに不当労働行為だと言つておる一つの有力な証拠は、この問題をめぐる団交の席上で、

それからもう一つ御紹介します。これはB君としておきます。B君その他三名が四名です。この人間に対してどういふ勧誘のしかたをやったかという、この三、四名の者がこれから夜勤で勤務に出なきゃならぬ、そのときに、これもある職制が自宅に呼んで酒を飲ました。まあ酒を飲め、仕事をせよと寝たままいいから酒を飲め。おまえらは第二組合に行けという、ところがそういうわけにはいかぬと、酒は飲みたいが、酒を飲んだらこれから夜勤に出るんだから困ると、こう言ったら、もし守衛のところでひっかかっておられても、それは係長が酒を飲めというて飲ましたんだからかまわぬ、飲ましたと言えと、だいたいよふだと、こう言っている。さらにその諸君が、おられは車で来ておるから酒を飲んで運転しておたらぬ、あいが悪いんじやと、こう言ったら、車に乗ってきてもかまわぬ。ええ、酒を飲め。飲んでもだいたいよふだ。われわれが飲ましたと言えばだいたいよふなんだ、こう言っている、これはまさに私は飲酒運転の奨励だと思ひます。こういうようなことをやって、その不当労働行為、私は常識外だと思ふんだ。こういうことを職制や末端の管理者がやるというの、私は、私は末端の管理者、職制だけのみずからの発意じゃないと思ひます。これは経営者がやれと、かまわぬと、とにかくやって組合ぶっこわせいと、こう言っておるからやると思ふんです。ね。私がまあいま申し上げたのは非常に私が調査に行つて目について、これはとんでもないことをやっておると思つた代表的な例です。

それを私はじつとだまされて見ておつて、おれらが直接介入する権限がないんだと、あるいは労働委員会ですす提訴を受けてから、それからあそこでどうするか処理する問題だからと、こう私は言つてはおれぬと思ふんです。こういふあぐいことをやる経営者に対しては、私は、労働省としては経営者の最高責任者を呼びつけるなり何なりして私はきびしく注意してもらいたい。おそろくあなた方が呼んで注意すれば、いや、そんなことはやっておきません言ひます。私たちが調査に行つてもやっておきません言ひます。ですから、言うでしようが、しかしながら、問題がそこまで発展してきておるといふことは、少なくともばかかチンでない限り経営者が現場から多少は聞いておるはず。そうすれば労働省が積極的に、こういうような個人の人權を積極的に侵害するやうな不当労働行為をやつておるといふことを具体的に指摘されて、嚴重に注意されれば、私は良心の一片でもあるならば多少の反省はなさるのじゃないか。その点はどうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 具体的な詳細の事例は私もまだ把握しておらないわけでございますが、いろいろな話は聞いております。先ほども申し上げましたように、私どもの権限は非常に限定されたものでございまして、労働省が異例の措置として現地調査に乗り出したということ、またその結果につきましてはもちろん当然会社の責任者も呼び出しましていろいろ事情聴取をいたしております。そういう異例の調査をするということ自体が非常に影響のあることであるといふことは十分意識してこの調査をするつもりでございます。○矢山有作君 私時期はおそかつたといへ、そこまで労働省が積極的に乗り出していただいて、この不当な事態の解決と積極的に取り組んでいただけたらいいと思ひます。したがつて、ぜひともこれは私は前向きで対処していただきたい。回れ右の前向きじゃ困りますが、前向きに前向きで対処していただきたい。これは積極的に対処していただきたいと思ひます。これは経営者を呼んで嚴重に注意していただきたい。そして、その際、もう申すまでもないこととありますが、経営者だけの意見を聞かれないように、必ず組合側の幹部あるいは実際にそういうひと目にあつた人がおるわけですから、そういう人たちのなまの声を聞くように努力をしていただきたいと思います。そして実態を把握した上で、適切な御処置を——適切な処置といふのは、私は経営者にきびしい反省を求めたいだきたいと思ふんです。その点を重ねてお願いをいたしておきまして私の質問は終わりますが、最後に労働大臣のほうから私の考え方をひとつとされて、積極的にやりましようという約束をお願いいたします。

○国務大臣(塚原俊郎君) どうも罪状の数々という、いろいろな具体的な事例を列挙されてやうやうサイイドゲームの感もあるやうであります。繰り返すやうであります。これは両者の話でありますから、当事者同士の意見を聞かなければなりませんし、労使が話し合つて円満な解決をすることが一番望ましい姿なんです。しかし、信憑性がないとは申しませんが、実際にあなたが御視察になつて調べてきたのでありますから。先ほど来申しておるやうに、そういうことを十分頭に入れて、また調査団にもそういうことをよく考えるやうにして、すみやかなるひとつ解決が得られるやう努力したいと考へております。○矢山有作君 それで住友という資本は、なかなかこれは現地に調査に行つてみてあぐい、とても一筋なわや二筋なわでいく連中じゃないという感を非常に深くしたことがありますので、その気持ちで性根をくくつてひとつ労働省がしっかりと係官を出して徹底的に調査をしていただきますやうに重ねてお願いしておきます。○小平芳平君 私は労災補償についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、まず労働省のほうから労災補償につきまして私が具体的に取上げる問題は、砒素鉱山における労災適用についてであります。この砒素鉱山は、御承知のやうに昭和二十年代、三十年代で廃山もしくは休山になっているところがほとんどあります。したがつて、そういうその当時の従業員の方々にしてみれば、現在には廃山あるいは休山になった会社も、現実には会社のあるところもあるし、会社がもう解散してしまつたところもあるわけなんです。したがつて、そういうところもあるわけなんです。したがつて、過去の従業員が実際に職場で災害を受けた、その受けた災害に対する補償の請求、これはどのようになつてゐるか、労働省としての基本的な扱いをお尋ねしたい。

○政府委員(渡邊健二君) 砒素鉱山につきましては、昭和二十二年に労働省が発足し、労働基準法が施行され、同時に労災保険法が適用されておるわけでございまして、すでにそれらの会社が操業を停止し、会社が廃止になっておりまして、その当時の従業員がもし就業中に業務上の疾病にかつたということが判明いたしますれば、これは当然災害補償を受ける権利があるわけございまして、労災保険をいたしまして、過去にさかのぼりまして災害補償をいたす考へでございます。○小平芳平君 それはわかりますが、過去にさかのぼつて適用する、補償するといふ、そういう抽象的な表現でなく、具体的に、たとえば昭和十六年につとめて二十年に、二十のときにすでに健康を害して会社をやめてしまつたというやうな被害者も現在いるわけですが、はたしてその方が砒素酸による健康被害かどうかといふことは、これはあとでまた問題にいたしますが、そういう時間的な問題についてお尋ねしてゐるわけなんです。○政府委員(渡邊健二君) 先ほどお答え申し上げましたのは、昭和二十二年の基準法及び労災保険法施行後のことについて申し上げたわけでございますが、ただいま小平先生から御質問のやうな、労働基準法、労災保険法施行前にその鉱山の従業員であつた人であつて、しかもその業務上の疾病のためにそれらの法律の施行前に退職してしまつ

この点は住友あるいは日本鉱業に尋ねられましたか。そしてまた、書類は実際とりましたか。その点はいかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) 土呂久につきまして、当初地域の公害だということで問題が出ましたために、最初県等が乗り出したわけでございまして、あとからその中に従業員もおつて就業中の問題もあるということで、基準局もこれに協力をいたしましてその後の調査等に当たっているわけでございます。そのために、いろいろ証拠になる書類だとかあるいは現地状況が破壊されたといったようなことがあつたようでございますことは、先生のおっしゃるとおりでございますが、労働省といたしましては、しかし、ともかく現在、当時従業員であつた者の把握につとめているわけでございますして、現在までに、二月十五日現在で三百九十八名ほどの、土呂久につきまして把握をいたしております。ただそれにつきまして生死の有無、あるいは現在の住所等がはっきりいたしませんものが多いために、それらについてただいま調査中でございます。なお、土呂久につきましては、県では、県のはうでいたしておりますけれども、土呂久地区以外、たとえば熊本地区などからも土呂久の鉱山に通つておつた者があつたようでもございまして、それらにつきましては現在熊本の労働基準局に命じまして、そういう従業員の把握をするようにつとめさしており、その上でそれらの人間についても健康診断等の処置をするように指導をいたしておるところでございます。

なお、松尾につきましては、そういう土呂久の例もございまして、すみやかに把握する必要があるということ、最初から宮崎の基準局が中心になりまして、いろいろ調査をし、これは宮崎の基準局が中心になりまして、県のはうがそれに協力するといふ形で現在進んでおります。従業員名簿とまではまいりませんけれども、いろいろな各般の書類なども、松尾につきましてはできるだけ把握につとめておりまして、現在百九十六名等を社会保険事務所の名簿だとか、けい肺検査名簿だとか

その他の日本鉱業関係の書類等々から百九十六名を把握いたしました。それらにつきまして住所の確認、生死の確認等を急いでいるところでございます。なお事業場の現地の状況につきまして、松尾につきましては、宮崎の基準局が調査いたしますとともに、二月の二十日前後に中央からも専門官を派遣いたしました。そのかまの近所の土地を持ち帰りまして、現在衛生研究所で分析してある等々、積極的に状況の把握、証拠の保全、それらにつとめておるところでございます。

○小平芳平君 この土呂久三百九十八名、松尾百九十六名というところはわかりましたが、私が直接お尋ねしている点は、書類を燃やしちゃったのか、それともそういう肝心の書類は労働省が提出をさせたのか、その点はいかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) 土呂久につきましては、何か家族の健康保険関係の書類を焼却したという事実があったようでございます。

○小平芳平君 わかっている人、答弁してください。

要するに、私がいま問題にしている点は、こうした社会保険の関係あるいは肺の関係で元従業員がわかったというわけでしょう。その御努力は私はいへんなものだと思います。ただ、そういうふうな労働省の努力が一方にありながら、当時の名簿さえあればわかるはずですよ、当時の名簿さえあれば。それを目の前で、こう公害問題が提起されたときに燃やしちゃったというのはいけりからじゃないですか、企業として。それは法律的にも十年、二十年前のものだからいいかもしませんが、そういうけりからんことをやったのかどうか、それとも現に入手できた書類があるのかどうか、これをお尋ねしておるのです。

○政府委員(渡邊健二君) 土呂久につきましては、先ほど申し上げましたように、最初、地域の公害問題ということで出ましたために、県等が先に手を出しておりました。労働省があとからこれに加わったような形でございますために、最初にそういったような書類の一部焼却があったことは

事実でございます。それがどのような意図であつたかまで、まだ私も明確に承知いたしておりませんが、もし証拠隠滅をはかるために燃やしたというところであれば、これはおっしゃるとおり、まことにけりからんことじゃないかと、かように考へるわけでございますが、私も申し上げましたように、しかしその後、先ほど申し上げましたような各般の資料の収集によりまして当時の従業員の把握につとめておる、こういう状況でございます。

○小平芳平君 そんな同じことを何回も答弁しないで、まだこの会社が押えている書類があるのかないのか、それは明らかにできないのですか。

○政府委員(渡邊健二君) 私どものはうは、もちろん会社側に対して書類があれば出せということでお申しておりますが、会社のはうはないと言っておるわけでございます。それ以上はこればかりではないわけでございます。

○小平芳平君 ほんとうにないですか。

○政府委員(渡邊健二君) さように申しております。

○小平芳平君 あるものもあるのですよね。全部が全部、一〇〇%燃やしたのじゃないですよ。あるものもあるのです。それわかりませんか、あるもの。

○政府委員(渡邊健二君) 土呂久につきましては、どうもそういうものがあることは私も確認できておりません。松尾につきましては、日鉱から必要な書類等を出させております。

○小平芳平君 その必要な書類というのは何ですか。

○政府委員(渡邊健二君) 従業員名簿でございます。

○小平芳平君 それを初めから言えはいいのです。その従業員名簿によると百九十六人しか松尾はわからないのですか。それはある一時期の名簿ですね、おそれなくね。

○政府委員(渡邊健二君) そうだと存じます。

○小平芳平君 そこで一つの点は、燃やしてしま

う。住友が燃やしたか、日本鉱業が燃やしたか、あるいは下請が燃やしたか、だれが燃やしたか。とにかく法律的な責任があるなしはともかく、こうした従業員がどんな作業を強制されていたか、それこそ非人間的な非人道的な作業を強制されて、たいへんな被害を受けていたということが明らかなんです。ですからそういう点、大臣にお伺いをしたいのですが、企業もあるいは各省出先機関も、県も、そうした十年前二十年前の、しかも、同じ日本の国内で、同じ日本の労働者がどういう作業をして、どういう病気になるか、これはわれわれが明らかにし、そして、救済すべきものは救済する義務があるのじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(塚原俊郎君) 労働省としてなし得る範囲はどこまでであるかという点、これも事務当局からいろいろおたてしております。というのは、たとえば労災保険にいたしましたも、十二年の九月からあります。それ以前のもは適用されない、それ以後のものは適用される。いろいろな資料の点においても、先ほどからお話がありましたように、わからないものもある。お気の毒な状況にある方に対して救いの手をどうやって差し伸べるか。関係各省、厚生省あたりとの連携も十分とれておりますけれども、なお宮崎の知事にもこの間お目にかかっているいろいろお話を承りました。ですから、労働省でなし得ることは全面的にやりますが、決して役所のなわ張りにとだわるわけではございません、なし得ないものについては関係省とも連携し、県とも連絡し、そういうものによつてお困りの方に救いの手を差し伸べることが当然だと私は思っております。再三再四、事務当局から、もっと何か方法はないのかという質問をしておりますが、先ほどから局長が答へられた以上はこれは労働省としてはなかなかやれないのじゃないか。しかし今後特に厚生省、県との連絡を密にして、救済の手を差し伸べるべきである。そうすべきであるということを私は命令しております。

○小平芳平君 労働大臣の態度は一応そういうことになると思いますが、私は国務大臣として、ほかの省にも働きかけていただきたいわけですが、それからもう一つは、これも担当は労働省というところになるか、通産省ということになるか、はたして硫酸を焼いて亜硫酸をとっていたか、その作業現場を再現すべきだと思ひます。とにかく私たちがいま写真で見ると、あるいは当時の従業員の方から聞く範囲では、それは原始的な石を積んだかまどをつくつて、硫酸鉄を焼く。それを次のかまどに持つていって、そうするとさめるから白い亜硫酸がいつぱいつく。それをかき集めるわけですが、これを焼き方というんです。かき集めるのは、顔と言わずからだと言わずいっぱい斑点ができるのです。硫酸鉄と言つておられたようですが、入るときには、かまどの中にもぐつていくときには、熱くて、とても顔がもたないから石灰をまっ白に塗つて、そうして硫酸をよけよう、そうやって作業をやつていたわけですね。この石灰のおしろいをついて塗つた写真もあります。現に持っている人があります。あるいは穴の坑内夫の方はのみでたいて掘つていた、金づちとのみで硫酸鉄をとつていた。そうすれば、当然粉じんも吸ひし、硫酸そのものも吸ひつてしまふ。こういうような点は再現して、こういう作業をやつたのか、ぶつこわしたほうが悪いのですから。そうして、こういう県やその他が発表したような八人の、三人のそんな簡単なことじゃない、もう少し納得のいく調査をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) 労働省といたしまして、現地の局を通じて、当時の作業実態等の把握にいろいろな方法で的確な把握をするようにつとめておるところでございます。

○小平芳平君 いや、それは当然のことであつて、ですから、一つは、当時の把握をしようというが、どうすれば当時のことが把握できますか。人間のからだの中に、二十年たつても同じ分量の

砒素が入っていますか。それが排せつされていけば現在のつめや髪の毛を分析しても砒素は少ないでしょう。そういう点、どうですか。

○政府委員(遠藤健二君) 当時の関係者等をいろいろ呼びまして、それにつきまして、当時の作業の実情等を十分に聞きまして、まあ当時の作業の実態等という形でやられておったかというような点について、実態の把握につとめておるわけでございます。

○小平芳平君 これは、ひとつ大臣やらしてください。ということは、それは当時の従業員から話を聞く、これは当然です。それはけっこうですが、はたしてどんななかまどで砒素を焼いたらどのくらい毒物が出るのか、それを従業員が吸っていたのか、これはいまいや、はかれば科学的にはつきりするわけですから、それはいかがですか。大臣。

○国務大臣(塚原俊郎君) 私、どうも専門家でございませんで、この問題について直ちに何年たてばどう、何年たてばどれだけ残っているというようなことは申し上げられませんが、小平委員は現地も視察されているでしょうし、ひとつお知恵を拝借いたしました、そのお話を関係者にも伝えて、たとえばいまの何ですか、当時のそのままでの姿を再現して実験をしろというふうなお話もありました。これはやってやれないことはないと思っております。これはひとつお知恵を拝借して現地に連絡をとっていきたいと思います。

○小平芳平君 ですから、いまお知恵を言っているわけですから、あとやればいいんですよ。

それから、同じような砒素鉱山が各地にあるわけですから、いま私は全国の全貌をここで明らかにするわけに時間的にまいりませんが、各地に同じような砒素をとっていたところ、これはいかがですか。きのうお知らせしておいた、一カ所は岐阜県の遠根鉱山、岐阜県の遠根鉱山の場合は昭和三十三年に休山をしている。それから十五年の間はたらかしてあった。それが何と亜砒酸をハトソン——ハトソンという亜砒酸がドラムか

んと段ボールに入れて二月二十八日にいずれへか遠根鉱山から運ばれていった。これは運んでいくについては名古屋鉱山保安監督部とかあるいは三井神岡鉱業所保健所の職員が立ち合っているというところ、こういうふうなところにも従業員を救済するというたてまえで、当然労働省としても、元従業員をさがし、そして、健康被害者があれば救済措置をとる。それはいかがですか。

○政府委員(遠藤健二君) 鉱山関係につきましては、これは通産省の鉱山保安局になるわけでございます。これは、ただいまお話しした遠根関係等につきましては、本日も名古屋の鉱山保安監督部から七、八名の調査団が派遣されるように聞いておるわけでございます。鉱山以外のたとえば製錬等は労働省の所管に相なるわけでございます。もちろんわれわれこのような最近のいろいろな職業病につきましては、近年は非常にこれを重視いたしました。この予防につとめておるところでございます。昨年の四月二十六日には特定化学物質等障害予防規則というものを制定し、その中で、特定化学物質の中には亜砒酸等も入れました。そしてそれらを取り扱っております事業場につきましては、予防対策に万全を期してただいまは進めておるところでございます。

○小平芳平君 いや、ですから、この遠根鉱山は通産省にまかせておくだけで労働省は何ら動くところではないということですか。

○政府委員(遠藤健二君) 安全衛生関係はこれは通産省の所管でございますけれども、もちろんそれで職業病が出るということになればこれは労働省の問題でございます。したがって私どももいたしまして、できるだけ実態の把握につとめまして、もしその結果職業病等が出てくることはつきりいたしますれば、すみやかに労働によりまして補償の措置を講じていく、かような考えで実態の把握につとめておるのでございます。

○小平芳平君 どうもあまり実態の把握につとめていないようにですけれどもね。私がずっとおる申し上げておることは、労働に關して言っているわ

けです。そういう通産省がどうか、そういうことを聞いていたのではない。通産省に幾ら労働の話をして、通産省はそれはこつちじゃないというのです。ですから、労働について申し上げているわけです。で、遠根鉱山の場合は明らかかなものがありますから、とにかくハトソンというものが十五年間はたらかされてきたと、それを急にどことなく持っていったと、他の官庁の出発機関が。そういう事実がはつきりしておりますので、御調査願いたいと思う。

それから、そのほかにも同じようなところがたくさんありますけれども、これはまた別の機会にしまして、最後に、三菱モント四日市工場、ここでは四十五年九月に水銀中毒が発生した。急性水銀中毒が発生して七名の方が、これは六名が労働の適用になり、一名別の形で救済措置を受けているというのですが、最近この同じ三菱モント四日市工場でPCBによる健康被害者が発生した。三菱の病院で診察を受ける原因不明だ、おそらくPCBは関係ないといえ、もう労働から出発点においてはずされているわけでしょう。そういう点いかがですか、労働省としまして。

○政府委員(遠藤健二君) お尋ねの三菱モントの四日市工場におきましては、昭和四十四年以降PCBの製造が行なわれておりました。その過程におきまして昨年七月ごろPCBの製造業務に従事している労働者二名に皮膚障害のものが発生をいたしました。で、一名は黒いぶつぶつ、いわずの皮膚炎が出ておりますし、一名はこれはやや違った薬物性の皮膚炎が出ておるというふうな状況が見られたのでございまして。しかしながら、事業場内の診療所で肝機能検査あるいはコレステロールの検査、血清たん白の検査等々の検査をいたしました結果については異常は認められなかったというところでございまして。しかし、それらの皮膚炎につきましては、診療所で治療をいたしました結果その後治療をいたしておるようでございしますが、労働省といたしまして、この問題が表

に出て初めてわかりましたので、この三月の十五日に実地調査に行つてその実態の究明をいたしておるところでございます。したがって、その調査の結果によりまして、二名の者がPCBによる疾病であるということが明らかになりますれば、もちろんこれに対しては所要の労働の補償を実施することに相なるわけでございます。

○小平芳平君 最後に大臣ですね、いま局長はPCBによる症状とはつきりすれば労働補償をするとか答弁されますけれども、これは大臣、実際問題としてPCBによる健康被害とはそれでは何かというところでございまして。これが労働省が今後私は労働を運用していく上において大きな問題点だと思ふのです。といふことは、昨年の参議院予算委員会では、私はカドミウムによる職場の健康被害者に労働適用をすべきであるということ、当時の労働大臣に質問いたしました。労働大臣はカドミウムによる健康被害者を労働適用をいたしますと、労働省として方針を決定いたしますと、こう答弁されましたが、じゃ、実際労働適用になった者がいるか。いまだにありません。これは局長、いつのことかわからないでしょう。まだ目下審査会で審査中だと、答弁をお聞きするまでもなくですね。ですから、そういうふうにカドミウムによる健康被害者についても一年たつても審査中、ましてPCBの場合わからない点がきわめて多い。あのカネミ油症事件の被災者の方々がいらつしやる。はたしてカネミ油症の方とどうした職場の被害者とういふ症状があらわれるか、そういう点きわめてまだ研究し尽くされておらない分野であります。したがって労働省として、こうした新しい化学物質による健康被害に対する労働補償、その基本的な考え方は、積極的に取り組む上においてよほど新しい分野になりますから、心して開拓をしていただきたいと思います。いかがですか。それだけ何って終わります。

○国務大臣(塚原俊郎君) PCBはいまや社会問題あるいは政治問題になっておると私は考えております。

「理事鹿島俊雄君退席、委員長着席」

それから専門的な方がいろいろ調査に当たっているのですが、その結論の出方がおそいというよりなお話もございました。こういうものはなるべくすみやかに結果を出していただきまして、労災の適用、これは決して拡大解釈するわけではございませんが、非常にこの問題は、いままでの問題ももちろんたいへんな問題でしたが、PCBというのはより以上たいへんな問題になっていると個人情報としても考えておりますので、まず結果をすみやかに出すこと、それから、労災適用というところ、どうにもならぬものはしかたありませんが、労災適用によって対処していくことは当然だろうと思っております。

○田中寿美子君 三月一日から十日まで沖縄に行つて参りました、日本婦人会議を中心にして二十三人ほどの婦人の調査団をつくつて現地の問題の把握のために参りましたわけで、ホットなところでぜひどうしてもお聞きしておきたいことがございまして、急に御質問するわけでござい

ます。昨年の暮れ、沖縄国会の一番ざりぎりのところで、私は女の人の人権の問題を中心にした請求権の問題とそれから少し労働の問題に触れたわけでございまして。そのときはまだ質問も余つておりましたけれど時間がなくてはいりました。きょうは具体的いろいろな事実に触れてまいりましたものの中から、あやうど時間もたいへんすいすいといったので私もそれに協力して、お昼前に終わらせようということでございますから、問題を少ししぼりまして、減らしましてお尋ねいたします。

一つは沖縄の労働者の労働基本権に係した問題でございます。それからもう一つは軍で働いておりますメイドさんの身分の保障とが条件、そういうことに関係したことです。それからもう一つは、沖縄の売春問題に関連して労働省に關係のあるところをお尋ねしたいと思います。

【参議院】

昨日、沖縄の官公労が年休闘争というものをやりました。沖縄はちやうど私が参りましたときから全軍が十日間のストライキに入つておりました。それから、賃金の三百六十円読みかえ要求のストライキも盛んに行なわれていたのです。復帰を前にして非常に働く人たちの不安が多いわけでございます。その中で官公労の要求なんです。沖縄の官公労は年次有給休暇の積み立て買い上げ制度というものを持っております。昨日の要求を新聞で見ますと、一人平均六十日分の有給休暇が残っている。沖縄は有給休暇を積み上げておいてまとめて次の年に使つたりできるようにしております。これはアメリカのやり方が入つてきて、そういうふうになつたんだと思ひますが、そこでは復帰を前にして一人平均六十日分残つてい

る。だから復帰の際これをやむやみにしてしまふということとはせつかく取つた既得権を奪い去られることになる。それに対して現金支給をせよということを要求しているのです。琉球政府側はそういう財源がない、その財源が約一千万ドルにのぼる。だからそういう財源がないから今後五年以内にこれを消化させたいという方針を出しているというふうな新聞では読んでおります。本土のように戦後すぐ労働基準法ができたのではなくて、労働者はほんとに手さぐりで自分たちの権利を次々に獲得していった。全軍労働なんか布令百十六号で締めつけられていたのを次第次第に交渉力を獲得した。その中でアメリカ式のものが幾らか入つた労働基準法をとっております。その労働基準法の中には本土の基準法と比べて、解雇手当を出す二十二条ですね、それから、産前産後休暇の賃金支払いの規定がございまして。これは本土は有給になつておりませんから私もから見ればこれは進んでいると思ひます。もう一つの

特徴なのは、年次有給休暇の積み立てという制度なんです。そして、これを使われない場合に買い上げという制度が慣行としてできております。これに対してどう思ひになりますか。まず基準局長の解釈、さっきの解雇手当の問題、産休の有給の問題、それから年次有給休暇の積み立て、買い上げについてどのようによいと思ひますか。ちよつと御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊健二君) ただいま先生おっしゃいましたように沖縄の基準法、あるいは沖縄の布令百十六号等におきましては、本土の基準法よりも有利な部分が幾つかあるわけでございます。おっしゃいましたように、解雇手当三十日分の規定、あるいは産前産後六週間のうち五週間に有給休暇にするという規定、あるいは布令百十六号による病欠有給休暇制度の問題、それから、最後に、おっしゃいましたような年次有給休暇を積み立て、それから一定限度ではございますが、積み立てられた年次有給休暇につきましては、退職の際に買い上げるといったような制度があるわけでございます。これらについては、沖縄はいろいろなアメリカの制度等の関係あるいは現地のいろいろな戦後における長い労使間の話し合い等々の中からそういうものが出てきたものと考えておりますので、それはそれとして評価されるものと、かように考えておるわけでございますが、ただ、今回沖縄が復帰してまいりますと国内法——現在の本土に適用になつていく労働基準法以下の国内法が適用に相なるわけでございます。それとの関係の調整が問題になるわけでございます。そこで御承知と思ひますが、先般の国会で成立いたしました特別措置法におきましては、沖縄労働基準法による解雇手当、それから産前産後の有給休暇、それから布令百十六号による病欠有給休暇の制度の問題、これらにつきましては、復帰後急激な変化を与えますことは適当でございませぬので、復帰後一年間はこれらの権利を請求することができるよう特別措置法で処置をいたしておるわけでございます。しかしながら、これらの制度を永続させますことは本土の制度と均衡の問題がございまして、同じ日本の国内で権利義務関係に長期にわたつて差があるということは妥当でないということでは、一年経過後はこれは法律の規定といたしましては、現在の労働基準法による措置、それが

題、それから年次有給休暇の積み立て、買い上げについてどのようによいと思ひますか。ちよつと御意見を伺ひたいと思ひます。

○田中寿美子君 そうしますと、一人平均六十日分ある年休は復帰後も使うことができるということですね。そういうことですか。

○政府委員(渡邊健二君) 沖縄の労働基準法上は三十日が限度だと、かように私は承知いたしております。

○田中寿美子君 そうしますと、本土に復帰したら、労働省の方針としてはどういうふうになさるのか。沖縄の労働基準法はもう無効になつていくわけですか。そうしますと、その官公労の要求している一人平均六十日分の年休の積み立てがあるといつては、この場合に、どういふふう

に指導なさいますか。

○政府委員(渡邊健二君) 官公労につきましては、先生御承知と思ひますが、これは労働省の所管ではございませぬで、総理府あるいは自治省、こういうことになるのでございまして、基準法適用関係者につきましては、これは、現在の沖縄基準法では積み立て制度が認められておまして、それで復帰前までに積み立てたものにつきては、特別措置法によつて復帰後も行使できる、こういうふうなことをしておりますので、すでに何日間積み立てられましたものにつきては、今

後も基準法上の権利として、今後積み立てられた年次有給休暇を復帰後も行使できる。こういう労働者がいる場合に、当然、権利として、基準法上の権利と同様に保護してまいりたい、こういう態度で進んでいるわけでございます。

○田中寿美子君 それは一年以内に消化するようになさるということですか。

○政府委員(渡邊健二君) 年次有給休暇の積み立ての行使は一年以内という制約はございません。そうではなくて、これは先ほどの解雇手当とか、あるいは産前産後の有給制休暇、それから、布令百十六号による病氣有給休暇、これは一年以内に限りて従前の例による、こういう一年以内の制約はございませんが、積み立て年次有給休暇の行使につきましては、制限はございません。

○田中寿美子君 そうすると、官公労に關しては予算に計上されていることになりませんか。予算というが、官公労のほうは、これは一括買い上げを要求している。それから復帰前に琉球政府に有給休暇を買い上げると要求しているわけですが、こういうことに關連しては労働省の關係じゃないかと思ひますけれども、どなたか——もちろん、皆さんも關連していらっしゃると思うんですが、対策庁の方もお見えになっていると思うのですが、その辺は検討なさいましたでしょうか、労働省ではどうお考えですか。

○政府委員(渡邊健二君) 私の申しましたのは、積み立て年次有給休暇の行使の問題でございまして、買い上げにつきましては、これは民間も沖縄の基準法によりまして三十日まで退職時に買い上げていく制度が現在ございます。しかし、それは日本本土では買い上げ制度というものはございりませんので、しかも、退職時の買い上げということになりますと、これは何年先までそういう該当者が出るかわからない。非常に長期間にわたりますと沖縄の人と本土の人と法律の適用關係にまぢまぢな問題が出てくる、こういう問題もございまして、買い上げにつきましては、特別措置法では経過措置を設けておりません。したがって、い

て、復帰後は積み立てた年次有給休暇につきましては、民間でも買い上げということは認められないわけでございます。それにかかりまして、そのかわり積み立てた年次有給休暇を今後行使する、こういう権利を認めたいわけでございます。したがって、いま官公労につきましては、それぞれの所管の方からお答えがあると思ひますけれども、買い上げについては存じませんけれども、行使については民間に基準法がこのよう取り扱いはいたしたので、同様の方向で検討されるのではないかと推察をいたしております。

○田中寿美子君 私、そういうことを問題にしましたのは、本土で生理休暇の買い上げというようにすることをやることもあるわけですが、せっかく、婦人が持っている権利を、使わなければ買い上げでやるというよりなことをする企業があるわけですが、私たちがとしてはそういうことはよくない、基本的な権利だからこれは行使すべきだというように考へております。それがいま沖縄は特殊な事情があるものですから、そういう買い上げという制度が、われわれのそれに対して明確な指導方針を持っていらっしゃるかどうかを伺いたつたわけ

で、いまのことではわかりましたけれども、その指導方針は、それで、あとは組合の問題です。それから、あまり深く組合のやり方に対してここで介入をしたくないと思ひます。対策庁の方はいまの問題どなたがおわかりでございましょうか。

ついでに、労働基本権の問題とちよつと違つてまいりますけれども、労働省は離職者を大体五千人分ぐらゐの費用をとつて、四十七年度の予算で、これ中身をどういうふう計算していらっしゃるのかということなんです。法律のほうは早くできてしまったんですけれども、いま沖縄はごつた返してはもとどうに不安だらけでございます。全然なくなつてしまふような仕事もござい

ます。たとへば税関などの人にも会いましたけれども、全然見込み、見通し持たないんです。やめるということだけわかつています。そして労働省の特別の措置ですね、離職者対策についても知らされてない。民政府に八十数名の日本人がいる。これは五月十四日付で免職するといふ通知だけ出ていて、その先のこととは全然知らないといふことな

い。この先のこととは全然知らないといふことな

○政府委員(道正邦彦君) 私ども沖縄振興開発特別措置法の中に「職業の安定のための特別措置」という章がありまして、これは先般の沖縄特別国会で御審議いただきまして成立をみていたわけ

でございます。また予算といたしましては総額二十四億円の予算計上をすでにいたしております。これは現在御審議いただいているわけでございます。法律の制定と同時に沖縄にももちろん連絡をいたしております。現に数回労働局長上京されまして直接お会いもいたしております。向こうからいろいろ問題点等についても相談をいたしております。現にあした労働局長が私のお見えになります。そういうことで極力周知徹底をはかつておりますが、何ぶんにも關係者が数多くあるわけでございますし、徹底を欠いてい

る点も多々あると思ひます。これはまことに申しわけないと思ひますが、今後一段と周知徹底をはかるように努力したいと思ひます。

○田中寿美子君 きょうは時間もあれですから、私それに入りますけれども、賃金の読みかえなどの問題、それが民間と公務員あるいは地方公務員の間の格差、軍労働者との格差そして男女の間の格差これ一体どのようにしていくのか、たいへんな問題だらけだと思ひます。それでほかの問

題でも向こうの行政官の人たちと接觸してみても、いまちよつと施政権下にあるから動けないんだといふふうなことになるし、本土は本土でまだ施政権下にあるから十分手出しできないといふふうな、両方がすくんでい

○政府委員(道正邦彦君) その点はまことに御指摘のとおりでございまして、私どもも係官は十名近くすでにいろいろなテーマごとに現地に派遣いたしております。現に現在も行つております。そういうことで、できる限りのことはいたしているわけでございますが、先ほど御指摘ございましたように周知徹底方必ずしも十分とは考へておりません。今後十分進めていきたいと考へております。

○田中寿美子君 それじゃ次にメードの問題を少し御質問したいのです。軍の労働者大体三万ちよつと、そのほかに軍勢の中に入られていないメードさんというのが一万ぐらゐいるわけですね。先ほどメードさんのことについて聞きたいと言つたのですが、所管がよくわからないやうで、これは労働婦人ですから私は労働省がきちんとした指導をしてもらいたいと思ひます。すけれども、個人雇用ということになっているわけですね。ところが十五年メードをくぐつて、みなそれぞれあそこの軍労働者と同じように入り込んでいて、そうして、集団している宿舎の中なんかに入つて仕事をしている人が非常に多いわけ

です。沖縄の女子労働者の大きな雇用の口はメードさんとそれから接客婦ですね。そういう非常に大きな就職口であるところのメードさん、一番問題

いる。思想なんというようなものじゃないです
ね。数えれば幾らだっていると思うのです。その
程度のことでも呼び出して解雇にしているくせ
に、雇うほうは個人雇用でございまして、何
の身分の保障も与えていない。この不安定な状況
を救ってあげなければ、子供を五人も六人もかか
えているメードさんは非常に心配なわけです。そ
して、この間、軍のストがありました、十日間。
あのときでもメードさんたちは実に不安におの
いていました。全軍労の人は組織があるから、十
日間のストをやっても身分は保障される。自分ら
がもしそれに入ったら首になる。だから何とか
ゲートから自分たちを入れてくれというのを全
軍労に申し入れしているので、私は全軍労の
婦人とメードさんがそのことで白熱した議論をし
ているところに一緒におったわけなんです。メー
ドさんたちが不安におびえているし、いかに身分
の保障がないかということを見たものですから、
何とかこの人たちを……、特に沖縄は集団してあ
すこに入っている。十年も十五年、十六、七年と

を保障する方法は何かないかということをお伺いしているわけです。離職なんて望んでいない。離職する人の数は、いまのところそうありません。だから、労働省の離職対策に応じたところで、あの人たちは家族を養うことはできません、六人も九人もです。三九・三%ですか、女の、主たる家計の維持者なんです、家計をしゃっている人たち。だから、この人たちを守る方法はないかということをお尋ねしているんです。労働省、いかがですか、労働大臣もお願いします。

○政府委員(高橋屋子君) 沖縄におきまして軍閥関係のメーデーというのが、女子にとつての非常に大きな雇用の市場であるということ、御指摘のとおりだと思えますし、また、その実態といたしましては非常に年齢の高いといえますが、子供を持った婦人、しかも家計をしゃっている方が多いといふことも、私どもも把握しているところでございます。しかし、この方々が軍の家族の個人として

の契約で働いているというところから、いわゆるその身分が不安定であるということも私も伺っているところでございます。この問題は、沖縄に限らず、本土におけるメイドについても同様なことかと思ひます。また、さらに一般に本土における一般家庭のお手伝いさんといふものか、いわゆる家事使用人と呼ばれる職種の人々について共通の問題でございまして、法律上の保護ということが、たとえば他の職種の労働者のように及びかねるという点があるわけでございします。本土におきましては他に雇用の機会がたくさんありまして、特にお手伝い、家事使用人という職種は、むしろ非常な人手不足でございしますために、近年はむしろこの家事使用人たちの地位といひますか、それはたいへん高くなつておりまして、いろいろな問題も少なくなつたようでございますが、かつては本土におけるところの一般家庭の家事使用人につきましても、ときどき問題があつたところであつたわけでございします。で、そのようなことでして、私もいたしましては、これらの方々につきましては、従来から本土におきましてその実態を明らかにするということとともに、その方々の持つておられますところの具体的な問題について相談にあずかるというサービスを通じてその安定をはかるということにとめてまいつておるところでございます。

それで、沖縄におきましても、労働局の中に婦人少年課が設けられておりますが、その職員、あるいは婦人少年課に付属いたしまして婦人少年課協働員という組織がございしますが、この方々が相談業務を通じて具体的な問題の把握あるいは相談等に加わりまして、個別の問題の処理に当たつていただいていると、このようなことでございします。で、抜本的な保護という問題になりますと、これは非常に大きな問題を含むのでございまして、今後の検討を待たなくてはならないと思つております。

○田中寿美子君 労働大臣、どうですか。メイドさん、ことに沖縄は軍が非常に横暴なところがある

りまして、そしてもう不払いで逃げて行つたり、きょう来たら、あしたから来ないでいいと言つてみたり、ちよつと気に入らないから首にしたれども、それだけじゃない。ここの言ひませんけれども、この間沖縄国会で私言ひましたように、メイドに対する不法行為、暴行、一ぱいあるわけですね。こういう人たちは特殊な問題持つておられる。それから、これを守ること、それから本土の基地のメイドさん、米国の軍人に雇われておられるメイドさん、個人雇用だけでも、いまみたいは何の保護も受けないという状況に對して何か手はないのかどうか。いまもそれに対する直接の担当の責任を負う役所がないみたいな状況でございしますので、何かつくり出していただけないものでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(塚本俊郎君) 私も前に沖縄を担当しておりましたので、現地にたたび参り、この問題についていま田中委員御指摘の点も非常に心配しておる一人でございます。しかし、いま担当官からも申しましたように、直ちに云々という、直ちに良薬というものはないわけですね。だから、復帰すればすべて本土並みということでありますから、本土は人手不足で困つておる、賃金もたいへん低いというにも聞いておりますが、沖縄では逆に、一方的に解雇を命ぜられる。そしてまた生活も不安である。またお話しのような不法な状況でも行なわれておる。これはまことにお気の毒な状況であります。しかし、いま、じゃこれについて何か立法措置でどうしようというやうなことも、これは考えられません。ですから、本土並みという形で、復帰後といわずに、いまから、あるいは関係省、外務省を通じての交渉もあるでしょう。あるいは沖縄対策庁を通じての、総理府を通じての交渉もあるでしょう。ひとつできるだけの援護措置をというか、あたたかい手を差し伸べる措置は講じなければならぬと考えております。ただ、それじゃこういう法律でどうしようというものは、いまのところちよつと私には考えられません。

○田中寿美子君 私、法律つくれないで言つてな

いんです。ほんとにぎりぎりの線で働いておるんです。これは売春の問題と関連するんですけれども、沖縄の母子所帯といふのはほんとに低所得なんです。そして、たくさん家族をかかえておるんです。しかも、売春の口は幾らでもあるんです。最も大きな市場なんです。あそこは、です。それから、子供を夜、寝かしてから、ちよつと夜の仕事をしてくるというやうな母子所帯が多いんです。そして、それがまたさらにひどいことになつていくので、こういう人たちを守ることは私たちがの任務だと思ふものですから、何かいい方法を考へ出してほしいというのを申し上げておるわけなんです。ですから、関係している省庁は話し合つていただいて、それで大体の労働条件とか、それからもしあの人たちが自分たちで組織といふものができれば、健康保険にしても、あるいは年金の積み立てでできるはずだと思ひます。私はあの人たちが自分たちでそういうやうな組織をつくるのが先決じゃないかというふうに考えたんですけれども、しかし、それだけの力がなかなか出てこないんです。私は全軍労働者の責任があると思つておる。それで、そういう点で手助けをする方法はないかということを申し上げておるわけなんです。いますぐというのには無理かもしれないから、ぜひ考えてほしい。それから、ぜひ実態に触れてほしい。行つてメイドさんらに會つてほしいんです。本土の役人が、婦人少年局にぜひそれをやつてもらいたいと思ふ。あの人たちはあらゆる問題を持つておるんです。ですから、ぜひそれをやつていただきたいということにしておきます。

売春の問題に次に移りたいんですけれども、労働省に關しては、売春関係でやはり職業の指導というのを考えていらっしゃるんですが、その前に、あそここの売春の状態といふものは全く本土で売春防止法ができた当時なんかのものじゃないんです。五月十五日から本土の売春防止法が完全施行になりますから、ですから、法律は施行になるけれども、はたしてこれがあのかのやうに一

応管理売春者をなくすることができるとか、心配もあるわけでございますけれども、ほんとうに問題なのは、売春婦がみな前借金を持たされておるわけなんです。これは労働基準法でも五条で「強制労働の禁止」がございします。それから六条で「中間搾取の排除」これに当たってはまづやうな実態が一ぱいあるわけですね。それも私ぜひ見てきていただきたい。あちらの警察や法務局に行つてみたけれども、これはもう実に何といひますかね、二の足踏んでいふ。施政権下であまりやれないという態度ですね。本土のほうも私は法務省や警察庁がそういう点で手ぬるいと思ひます。指導が手ぬるいと思ふんですが、もう五月十五日に返つてくるので、前借金の問題なんかといふのは非常に強力な指導をしないといけないと思ひます。事例を幾つでも申せば切りありませんけれども、ある年輩の売春婦の一人なんかは、もう更生したいんすよ。更生したいと思つても、暴力団をけしかけておるわけですね。業者は五月十五日から、あるいは前借金棒引きというやうなことに、本土のときのようにされるのではないかと、こういうことで前借金を暴力団の手に移してあるんです。そして逃げよう、あるいはやめような売春婦に對して暴力団が脅迫してあるわけですね。ある一人は、逃げ出そうとしておるのに毎日暴力団が家の前に立つておる。警察に飛び込んだら、警察は一泊しか置いてくれないんです。で、これは厚生省のほうも非常におくれていると思ふんですけれども、保護施設、一時収容施設が全然ないんです。本土は救世軍の家があつたり矯風会の家があつたりして、飛び込む場所があつた。あの人たちにはないわけですね。そして、まあこれは手持ちのちよつと若い売春婦の話でしたけれども、昼休めは二ドルから三ドルの罰金がつく。夜休めは五ドルから十ドル、ペイデーには二十ドル。このことは完全に労働基準法の違反でしよう。いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) 沖縄の売春につきましているいろいろな姿があると思ひますが、管理売春

等、その他使用従属関係が認められるものにつきましては当然基準法の適用があるわけでございまして、前借金と賃金を相殺する——よく本土でもあった事例でございますが、こういうようなことになりましたれば、それは御承知のとおり基準法の十七条の前借金と賃金の相殺の禁止の規定に触れるわけでございします。

さらに先生がいま例示であげられましたようないろいろな精神または身体を不当に拘束する手段によって労働を強制したということになりますと、基準法の五条の違反にも明確に該当するわけでございしますし、さらにその他中間搾取があるということになりますと、基準法六条違反にもなるわけでございします。われわれ本土復帰後、これは売春等につきましても基準法を厳格に適用いたしまして、特に強制労働という点になりますと、基準法上も最高十年以下の懲役という一番重い罰則もかかっておることでございますので、それらにつきましても本土よりおくれた、いろいろなそういうものも残っていると思ひますから実態的な面におきましても本土と同様の労働者保護を一日も早く実現する、こういう観点に立ちまして厳正に基準法の適用に当たってまいりたいと、かように感じておるところであります。

○田中寿美子君 いまでも売春禁止法があるわけですよ、沖縄に。それで復帰はもうちょっとあとかと思つて、七月一日に完全実施の法律をつくつていたわけですね。それで、人によつては婦人相談員が去年の十一月に初めてできて、たった七人ですよ、沖縄全体に。それで労働基準監督署に助けを求めてきた婦人もあるんです。それはいまおっしゃったような条項で中に入つて解決したのもあります。だけれども、実際にあそこ警察で聞きますと、二千人から三千人くらい身柄を拘束されている、その人たちが飛び出してくる。本人が飛び出してこなければ指導できないんです、あそこ警察の力もほんとうに少ないし、基準監督官も非常に少ないんです。あれだけのことを一体やるのかどうか私は非常に疑問なんです。その点。

それから、米軍相手のキャバレーとかバーとかナイトクラブというのは、コザなんかの通りは、あれは簡単には売春防止法の適用できないんです。一体どうやってやられるか。あの中業者たちが事実上前借金を強要しているわけなんです。そういうことの摘発というのはどうやってやるかということなんです。向こうの警察の、そういうふうにして逃げてきた女の人、話し合ひで分割してでも借りた金は返さないという指導をしているんです。その辺はどういうふうにして皆さん方のほうに指導されるか。これは警察のことでもあり法務省のことでもありますけれども、労働省は労働基準監督官を使つてあるいは労働基準局あるいは婦人少年室でどういうふうなことをやられるおつもりがあるのか、陣容とか予算とか教育宣伝の関係でしよう、労働省は。あとは職業の訓練、補導、もっと監督署のほうで、基準局のほうでももっと手が出せないか。

○政府委員(渡邊健二君) 沖縄では確かに監督機関、全局で八十数人です。復帰後若干の増員はございしますけれども、その大幅に増員ができるということになっておりませんので、私もこれをどう効果的に運用していくかという点、今後十分に考えてまいりたい、かように考えておるところであります。これらの売春婦等に対しまして基準法の適用に対しましては、本土でも過去にこういうことを日本の長年の慣行の中で基準法の適用にかつてきました経験もございします。そこで、それらの経験を生かしまして、もちろん婦人から申告があれば当然のことでございますが、本人から申告がない場合におきましても諸般の事情から基準法違反の事実、証拠等がつかめる場合には積極的にその違反を摘発するという態度に立ちまゐつてまいりたいと、かように考えておるところであります。これらの基準法の実施運用等につきましてもこれまでも本土からいろいろ専門家をやりまして琉球の基準当局の指導等もいたしてまいりましたけれども、復帰後におきましては、若干名ではございしますが、本土から長年なれまし

た専門家も現地の基準局に配置する予定にいたしておられますので、それらの長年の経験を持ちました専門家等によりまして、でき得る限り効果的な処置によりましてすみやかに沖縄におきましても基準法の順守、こういう慣行をつくるべく監督指導してまいりたい、かように考えておるところであります。

○田中寿美子君 それで、法務省、警察、それから厚生、労働、連絡とつてやらないとだめだと思ひます。私は、あそここの売春対策協議会の委員の方々にもお会いしまして、非常に行政官庁がたよりにならぬ、民間の自分たちが動くよりはかは道がないような状況にいます。それは両方がすくんでいるから、施政権がアメリカにあるあるということですから、それからだということだと思ひます。業者は、だから五月十五日までに早く金を取り立てようということをやつておられるわけですね。最初は二百ドルぐらいで始まつておられるのが、たちまちにして数千ドルになり、ひどい人は一万ドル。非常にしつこい人は宮古島で、最終的には宮古島に生涯を埋めに行くわけですね。しかも、普通のこちらでいう売春とちよつと感覚が違ひるので、あちらで普通の母子世帯でも売春をやることとが非常にたやすいものから、ですから施設に収容して生涯をコロニーに入れなければならぬというようなIQの低い人というものは非常に少ない。普通の職場のように考えられていることや、それから普通の業態のように点在していることや、それから普通の中で強制したり前借金をしたり、そしてひもをついたり、暴力団をついたりということですから、私はなみなみのことではないと思ひますので、その点はよく連絡を密にしたいと思ひます。私は労働省婦人少年局が、前に売春防止法をつくる当時に非常な意気込みでみんなをブッシュしたのですが、今度は、これも私は現場に見に行つてもいいし、復帰前にぜひ係官に行つてもいいし、直接そういう女に会つたり、婦人相談員もたいへん苦勞をしておりますから、そういう話も聞いたりしていただきまして、業態をはきりつかんでいただいて、そして、各機関との連絡、組織を進めていただきたいと思います。

それからもう一つ、保育所の問題なんですけれども、沖縄にはこれは厚生関係で私もやりたいと思ひますけれども、沖縄の保育所の足りないことは有名だけれども、保育所と数えられない妙なものがいっぱいあります。いわゆる預かり屋さん。乳児昼夜預かりますと至るところに看板をかけてあります。夜の仕事をしに行く人たちは子供をほうり込んで行くわけですね。これは普通の板の間にほうり込んで行つておられる。中には助産婦、産婆さんがそういうことを経営したりしていらすが、これは働く婦人の家は沖縄にはつくらないわけですね。今度予算が出てないのじゃないですか。働く婦人の家はいままでも本土にはありますが、働く婦人の家というのは、保育室はあるが保育所を置くことはできない。これは働く人にとってはちよつと片手落ちだと思ひます。沖縄にはちゃんと保育施設を実際につくつていかねばいけない。普通のさつきのメードさんもそうですよ。メードさんなんかも子供を預かり屋さんに預けていくというのが手近だからそうやるわけですね。公立の保育所も少ないし、私立もちゃんとしたもののが少ない。で、あんな、手軽に安く預かつてもらへる、だからいろいろ事故が起つておりますが、そういうものがあります。きちんとした、さつきの一時逃げてきても収容できる施設と、それから子供たちを預ける施設が非常に急務だと思ひます。働く婦人の家をたしか沖縄に今度つくらないんじやなかったですか。もしそうでなかったら、ぜひ必要だと思ひますがいかがですか。

○政府委員(高橋辰子君) ただいまお尋ねの中で、乳児を預かる預かり屋さんのことであるとか、あるいは売春婦が逃げたときの一時的な収容所のことであるとか。これらの点につきましても、先生御承知のとおり厚生省の所管で、それぞれ御検討を進めておられると思ひます。で、働く婦人の家につきましては、これは働く婦人の家という施設は働婦人の福祉に關します事業を総

合的に行なう福祉施設といたしまして、国の国庫補助で地方公共団体が設置してまいっているものでございます。本土におきましては、ただいま三十二カ所ございまして、さらに来年度は八カ所ほどの増設をいたしたいと考えているところでございます。それで、沖縄におきましても、私どももいたしましては、この施設が沖縄の働く婦人の福祉のために必要であると考えておりますが、その具体的設置につきましては、復帰後の沖縄県当局と十分協議いたしまして、昭和四十八年度以降になるかと思いますが、設置するように進めてまいりたい、このように考えております。

○田中壽美子君 沖縄の女性は、たいへん働いているわけなんです。共働きというよりも、そうしなければ食えないものですから、低所得層が多いし、母子世帯が多いし、置き去られた妻というものが一ぱいあります。これは米軍と限りませんで、男性はやたらに逃げて行くらしいです。それで置き去り妻というものが多く、保育施設や保護施設が非常に必要ですが、だから、あらゆることから手を伸ばさなければいけませんので、私は、働く婦人の家というのは、本土でも保育所が併設されたい。ぜひそうしてほしいと思うのですけれども、沖縄にはぜひ至急、もう四十七年度で達成されなければ四十八年度にはつくって、そして職業の訓練と一緒に保育所を併設するというようなことにしてもいいというのを申し上げまして、きょうはこれだけにしておきますけれども、大臣ね、労働問題、このごろは女がみんな働いていて、沖縄の婦人というものは、ほんとうに働き者であり、しんぼう強く、犠牲的で、一番忍従をしているわけなんです。ですから、こういう人たちを守っていく仕事というのに、ぜひ大きなウエイトを置いていただきたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(塚原俊郎君) 現在、沖縄の人口が九十七万とも百万とも言われておりますが、いずれにしろ、現状のままで三十二、三万でなければ食べていけないというのが、沖縄の経済状況だ

と私は考えております。基地経済があるいは五五%ともいわれ、七〇%ともいわれております。そして、五月十五日戻ってくる。よほど沖縄の復興ということ、沖縄の経済の発展ということ、これはもちろん真剣に考えておりますし、今後、少なくなるとも日本の鹿児島県とかあるいは島根県並みにしなければならぬということは、これはもう常識であります。言われておることであり、それから、そこで、重工業はどうか、これはちよつと無理でしょう。軽工業、これも一部では可能でないと私は思います。そうならば畜産業とか、あるいは観光、それから第三次産業ということにウエイトが置かれてくる。ですから先ほどから働く婦人、いまお気の毒な状況にある婦人、ひとつの必要悪ともいわれておるような仕事にもつかなければならぬという婦人、これを救うためには、やはり沖縄独特の産業の発展というものをかりながら、職業訓練、職業指導をして転職せしめていく、ほんとうに住みよい家庭をつくらせるという方向に、これからすべての努力を傾注していかなければならないと思っております。そういう面でこれは単に労働省だけの仕事でなくて、国全体が党派を越えて、沖縄の方々のために努力をしていく大事な問題だと思っております。私自身もその方向でこれから進んでいく考えてございます。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険法の一部を改正する法律案(衆)

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「百分の六十」を「百分の八十」に、「千四百円」を「三千円」に改める。

第十七条の四第一項中「貸金日額の百分の八十に相当する額」を「貸金日額」に改める。

第二十条第一項中「百八十日分」を「二百七十日分」に改める。

第二十条の二第二項中「百八十日分」を「二百七十日分」に、「二十年以上である者については三百日分、十年以上二十年未満である者については二百七十日分」を「十年以上である者については三百二十日分」に、「二百九十日分」を「二百九十日分」に改め、同条第四項中「九十日分」を「百二十日分」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の失業保険法第二十条第一項並びに第二十条の二第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に離職した者であつてこの法律の施行の際現に受給資格者であるもの(この法律の施行前に当該離職に係る失業保険金の支給を受け終つた者を除く。)の当該受給資格に係る失業保険金の給付日数についても適用する。ただし、この法律の施行前の就職に係る就職支度金の支給要件及びその額の算定については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に失業の日に係る失業保険金の日額及び失業保険金の減額については、なお従前の例による。

本条施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約三千七百五十億円の見込みである。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法、じん肺法の改正等に関する諸願(第六〇〇号)

一、社会福祉施設の人員増等に関する諸願(第六三九号)

一、消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する諸願(第六四二号)(第六九九号)

一、健康保険法の改悪案反対等に関する諸願(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)

第六〇〇号 昭和四十七年二月二十五日受理
労働者災害補償保険法、じん肺法の改正等に関する諸願

請願者 北海道岩見沢市四条東一六丁目全
国じん肺患者同盟北海道地方本部
内 佐藤鉄五郎

紹介議員 河口 陽一君

じん肺患者の療養生活を守るため、労働者災害補償保険法、じん肺法を左記のとおり改正する等の措置を講ぜられたい。

労働者災害補償保険法について

一、休業補償給付は、給付基礎月額(平均賃金)の現行法の六十パーセントを百パーセントと改正して支給すること。

二、長期傷病給付年金は、給付基礎年額の現行法の六十パーセントを百パーセントと改めて支給すること。

三、遺族年金は給付基礎年額の現行法三十パーセント以上六十パーセントまでを百パーセント支給と改め一時金三千日分と併給すること。

四、平均賃金(給付基礎月額)の算定には在職中の期末手当、住宅、石炭、電気、水道、入浴室等の無料使用の現物給付、見舞金等も加算して決定すること。

五、休業補償額並びに年金額の改定の率(スライダ率)は、全国の労働者の賃金五パーセント上昇ごとに改定して支給すること。

六、給付基礎月額(平均賃金)の最低額を現行法七百七十円を二千五百円とすること。また、

この改定は全国の労働者の賃金五パーセント上昇ことに改めること。

七、各労働年金と併給される厚生年金の五十パーセントの引去りを廃止すること。

八、労災補償が適用された死亡の場合の一時金は、三千日分を支給すること。

九、現行葬祭料では葬儀を行なうことはできないので、物価上昇に比例した葬祭料に改めること。

十、じん肺法管理区分四（けい肺結核症）で療養中の者が他の内臓障害を併発して死亡した時も遺族補償を支給すること。

十一、旧特別保護法、又は旧臨時措置法の適用を受けて、一時金を受けた長期給付受診者の年金額の四十日分引去りは中止して、この者が死亡した時は遺族補償を支給すること。

十二、旧特別保護法以前に一時金を支給され、労災補償を打ち切られたじん肺法管理区分四の者に現行法を適用すること。

十三、北海道に居住する労災長期傷病給付者に寒冷地、石炭手当を支給すること。

十四、じん肺法管理区分二、三の者に障害補償を支給すること。

十五、じん肺法管理区分二、三と決定されたため、職場転換した者は、転換した日を労災補償の発病日とし、給付基礎日額（平均賃金）を決め、この発病日をもととして額の改定の率を適用すること。

十六、補償の手續並びに補償額支給までの期間を短縮すること。

十七、長期給付を受け療養する患者の家族住宅を、労災病院所在地に建設すること。

十八、遺族補償の一時金日分並びに葬祭料の算定に用いる給付基礎日額（平均賃金）には労基法第七十六条のこの額の改定の率を適用支給すること。

じん肺法について

一、じん肺法管理区分四（けい肺結核症、けい肺のため心肺機能が低下した者）の療養者は、終

身管理区分を変更しないこと。

二、事業場を離職した、じん肺法管理区分一から三までの者を無料で定期検診すること。

三、じん肺法に決められた粉じん職場に働いている者全員にじん肺手帳を交付して、常に粉じん職場の職歴を明らかにして、転、離職時前三箇月間の賃金を証明すること。

労働福祉事業団について

一、岩見沢労災病院入院中の全患者の冬期間の保養のための大温室を建設すること。

二、岩見沢労災病院所在地に長期間（終身）入院中のじん肺患者、せき損患者の家族用のアパートを建設すること。

第六三九号 昭和四十七年二月二十八日受理

社会福祉施設の人員増等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞関三ノ三ノ四日 社職組労付民間社会福祉労働組合 全国連絡会内 杉本美江

紹介議員 石本 茂君

社会福祉の前進を図るため、昭和四十七年度予算決定にあたり左記事項に対し予算措置を行なわれたい。

一、保育料や社会福祉施設の徴収基準額引上げを行なわれないこと。

二、社会福祉施設の人員増を行なうこと。

人員増にあたつては

1 断続勤務によらない八時間労働の確立を図ること。

2 労基法（産休年休、休息など）の実施ができるようにすること。

3 施設利用者（子ども老人、障害者）の生活と権利が保護されるようにすること。

当面人員増については

1 病休代替職員を保障すること。

2 産休代替職員の適用範囲を拡大すること。

3 全社会福祉施設に栄養士を配置すること。

4 全社会福祉施設に保健婦を配置すること。

5 すべての社会福祉施設に調理師を一名増配置すること。

6 保育所に対し長時間保育の実施ができるよう人員を配置すること。

第六四二号 昭和四十七年二月二十九日受理

消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する請願

請願者 新潟市湊町通四ノ丁三、三五五 吉村松三郎外九百六名

紹介議員 松井 誠君

消費生活協同組合の活動が障害なく、より充実したものになるために、左記事項について、積極的な措置をとられたい。

一、地域制限を撤廃し、生活協同組合の活動区域は、組合員の総意に基づき定款で実情に則して定めること。

二、員外利用禁止規定を撤廃し、組合員以外の者でも、組合員になる資格をもっているときは、組合員になる目的をもつて一定期間、生活協同組合を利用することができるようになること。

三、地域、職域の区分を廃止して、組合員の資格を一定の区域内に住所もしくは勤務地を有する者、又は組合の施設を利用することを適当とするもので、定款に定めるものとすること。

四、生活施設拡充についての助成、資金融資などの拡大、租税特別措置法の生協に対する適用の制限事項の撤廃などについて改正すること。

理由 国民生活は、生活不安を招くきびしい環境の中にあり、生活を守る協同の組織である生活協同組合は、消費者運動の今までにないような中で、生活を守るよりどころとして、国民の圧倒的支持をうけつつある。

第六九九号 昭和四十七年三月二日受理

消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する請願（三通）

請願者 山形市木の実町二ノ三三山形県 学校生活協同組合理事長 蒲生直 英外九百八十八名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四六号 昭和四十七年二月二十九日受理

健康保険法の改悪案反対等に関する請願（二通）

請願者 京都市北区等持院北町六三 松本 須美子外九百九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

健康保険法改悪案に反対し、当面左記事項の実施を要求する。

一、政府の健保法改悪案を、ただちにとりやめること。

二、医療保険の赤字は、全額を国と資本家で補てんすること。

三、保険料負担割合は、使用者七、労働者三とする。

四、国庫負担を、当面、健保三割、共済短期二割、日雇健保八割、国民健保五割以上に定率化する。

五、すべての保険給付を本人、家族とも十割とし、差額徴収、一部負担をやめること。

六、大衆負担による医療費引上げを行なわないこと。政府は「低医療費政策」をやめること。

理由 医療保険制度のゆきづまりは、現代の産業優先の社会体制が引き起こしたものであり、政府は国の責任において「社会保障としての医療」を示すべきである。

第六四七号 昭和四十七年二月二十八日受理

健康保険法の改悪案反対等に関する請願（三通）

請願者 大阪市東淀川区木川車ノ町四ノ一 八 中村広志外二千九百九十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

第六四八号 昭和四十七年二月二十八日受理
健康保険法の改悪案反対等に関する請願（二通）
請願者 大阪府池田市空港一ノ一七三 岸
原動外千四百九十九名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、勤労婦人福祉法案

勤労婦人福祉法案

勤労婦人福祉法

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 勤労婦人福祉対策基本方針（第六条）
- 第三章 福祉の措置（第七条—第十二条）
- 第四章 福祉施設（第十三条—第十四条）
- 第五章 雑則（第十五条—第十七条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労婦人について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進、福祉施設の設置等の措置を推進し、もつて勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第二条 勤労婦人は、次代をになう者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であることにかんがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び母性を尊重されつつその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができる

ように配慮されるものとする。

第三条 勤労婦人は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで、その能力を開発し、これを職業生活において発揮するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第四条 事業主は、その雇用する勤労婦人の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉を増進するように努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労婦人の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労婦人の福祉の増進のための施策を講ずるにあつては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

（啓発活動）

第五条 国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉について国民の関心と理解を深め、かつ、勤労婦人の勤労に従事する者としての意識を高めるとともに、とくに、勤労婦人の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行なうものとする。

第二章 勤労婦人福祉対策基本方針

第六条 労働大臣は、勤労婦人の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労婦人福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 勤労婦人福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労婦人の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項

二 勤労婦人の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労婦人福祉対策基本方針は、勤労婦人の労働条件、意識並びに年齢別及び配偶の関係別の就業状況等を考慮して定めなければならない。

4 労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定

めるにあつては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労婦人福祉対策基本方針の変更について準用する。

第三章 福祉の措置

（職業指導等）

第七条 職業安定機関は、勤労婦人がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、勤労婦人その他の関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究成果等を提供し、勤労婦人の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

（職業訓練）

第八条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労婦人が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労婦人その他関係者に対して、職業訓練に関する啓蒙や宣伝を行なうとともに、施設の整備その他の勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮）

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な配慮をするよう努めなければならない。

（育児に関する便宜の供与）

第十一条 事業主は、その雇用する勤労婦人について、必要に応じ、育児休業（事業主が、乳児

又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める措置をいう。）の実施その他の育児に関する便宜の供与を行なうよう努めなければならない。

（相談、講習等）

第十二条 国及び地方公共団体は、勤労婦人に対して、勤労に従事する者としての教養の向上、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 福祉施設

第十三条 地方公共団体は、必要に応じ、働く婦人の家を設置するよう努めなければならない。

2 働く婦人の家は、勤労婦人に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行ない、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

（働く婦人の家指導員）

第十四条 働く婦人の家には、勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「働く婦人の家指導員」という。）を置くよう努めなければならない。

2 働く婦人の家指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

第五章 雑則

（国の助言等）

第十五条 国は、勤労婦人の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めなければならない。

（調査等）

第十六条 労働大臣は、勤労婦人の職業生活及び

家庭生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(船員に関する特例)

第十七条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)並びに前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九を第三十二号の十とし、第三十二号の八の次に次の一号を加える。

第三十二の九 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第 号)に基づいて、勤労婦人福祉対策基本方針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

第九条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 勤労婦人福祉対策基本方針を定めること
その他勤労婦人福祉法(第七条及び第八条の規定を除く。)の施行に関すること。
第十条第一項第八号中「勤労青少年福祉法」

を「勤労婦人福祉法(第七条の規定に限る。)、勤労青少年福祉法」に改める。

第十条の二第六号中「勤労青少年福祉法」を「勤労婦人福祉法(第八条の規定に限る。及び勤労青少年福祉法」に改める。

第十三条第一項の表婦人少年問題審議会の項中「勤労青少年福祉法」を「勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法」に改める。

第十八条第一項中「港務労働法(これに基づく命令を含む。)」の下に、勤労婦人福祉法」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の二の二 船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針を定めること。

第五十七条中「及び勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)及び勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第 号)」に改める。